

令和5年10月定例会

- 1 期 日 令和5年10月25日（水）
開会 午後2時00分
閉会 午後4時30分
- 2 会 場 鎌ヶ谷市学校給食センター（2階・多目的会議室）
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長
久野 義春 教育長職務代理者
石川 宏貴 委員
根本 恵美子 委員
小林 修一 委員
- 4 出席職員 大塚 潤一 生涯学習部長
市村 昌子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
高木 秀人 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
三石 宏 郷土資料館長
伊藤 英史 学校教育課学務保健室長
小笠原 友香 生涯学習推進課長

後野 真弥 文化・スポーツ課主幹

木間 幸司 教育総務課長

5 議案事項

議案第1号 令和5年度教育費12月補正予算について

議案第2号 鎌ヶ谷市食物アレルギー等による第3子以降学校給食費相当額
支給実施要綱の制定について

6 報告事項

報告第1号 教育委員会の点検・評価（令和4年度対象）について

報告第2号 鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者
業務評価委員会の結果について

報告第3号 鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について

報告第4号 令和5年11月の行事予定について

報告第5号 学校の近況報告について（指導）

報告第6号 学校の近況報告について（管理）

7 傍聴人

なし

教育長 ただいまから、鎌ヶ谷市教育委員会10月定例会を開会いたします。
本日の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、10
月定例会を開会いたします。

本日の定例会会議録署名委員については、久野教育長職務代理者を指
名します。

教育長 それでは、本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項2件」「報告事項6件」です。よろし
く、お願いいたします。

教育長 審議に入ります前に、議案第1号「令和5年度教育費12月補正予算
について」は市長に対する意見の申出を必要とする事項であり、報告第
5号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第6号「学校の近況
報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第
13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。
議案第1号、報告第5号及び報告第6号を「非公開」とすることにご異
議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 ご異議がございませんので、議案第1号、報告第5号及び報告第6号
を「非公開」といたします。

《ここから非公開》

議案第1号「令和5年度教育費12月補正予算について」は、異議な
く、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

議案第2号「鎌ヶ谷市食物アレルギー等による第3子以降学校給食費相当額支給実施要綱の制定について」

学務保健室長

提案理由は、子育て支援を促進し、保護者の負担軽減を図るため、食物アレルギー等により一度も学校給食の提供を受けずに、学校給食に代わる弁当を持参している第3子以降の学校給食費相当額を支給するものでございます。

実施要綱（案）の第2条では支給要件としまして、（1）では、第3子以降の子が鎌ヶ谷市立小中学校に在籍している期間を対象とします。このとき、第1子、第2子の年齢には上限を設けず、第3子以降の子であれば支給対象といたします。

（2）では、第3子以降の子が、食物アレルギー等により一度も学校給食の提供を受けず、学校給食に代わる弁当を持参している。この食物アレルギー等とは、医師の診断により食物アレルギーが原因で学校給食を全く食べずに弁当を持参している場合のほか、その他の病気の理由から、同じく医師の診断により、学校給食を全く食べずに弁当を持参している場合を対象といたします。

これら支給対象となるか否かの判断は、学校給食センターに提出される学校給食対応申請書、医師が記載する学校生活管理指導表で確認ができますので、保護者からの申請により同意書に署名いただいた上で調査いたします。

本議案をご承認いただきましたら、各学校への周知を行い、該当児童生徒保護者へ申請書類を送付しようと考えております。

支給金額及び時期でございますが、学校給食費の額は「鎌ヶ谷市学校給食費に関する規則」により、小学生で年額4万6,970円、中学生で年額、5万3,460円となっております。

この学校給食費相当額を、年間を前期・後期に分けて、それぞれの期間終了後に支給しようとするものです。年の途中の転入や転出があった場合には、月割・日割で算出した金額を支給します。

本要綱は、令和5年4月1日からの施行としており、令和5年度は、年度中の申請により年間分を年度末に支給することとし、令和6年度以降は、前期・後期と分けた2回払いといたします。

様式につきましては、第1号様式の申請書は、保護者の住所、氏名、第3子以降の子の記載のほか、第3子以降の子を扶養していることの申立て、食物アレルギーが原因で学校給食を全く食べずに弁当を持参していることが分かる書類の確認への同意の署名をいただき、要綱第2条の支給要件を満たしているかを確認するためいただくものです。

第2号様式は決定通知の書類、第3号様式は変更届です。主に転校により鎌ヶ谷市立小中学校を離れる場合が考えられます。この変更申請を受けまして、第4号様式の変更決定通知書、第5号様式の取消通知書のいずれかを発行するものとなっております。

教育長

これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

石川委員

第3子以降のアレルギーのある子で、お弁当を持参している場合には、補助金が支給されるということですか。では、第1子や第2子であったら同じ条件だったとしても補助金は支給されないということですか。

学務保健室長

本要綱の趣旨にありますとおり、子育て支援の促進、保護者の負担軽減の観点から、特に3人以上のお子さんがある多子世帯の経済的負担が大きいということで、給食費の無償化に対する補助対象を第3子以降としております。これは県も同じで、それを受けて本市でも第3子以降を対象としたところでございます。

石川委員

例えば、第1子と第2子がひどいアレルギーで、お弁当を持参していても、第3子がアレルギーでないとすると、支給の対象とはならないということですか。アレルギーでないから支給の対象とはならない。その家庭にはお金は出ないということになるということですか。

生涯学習部長

補足させていただきます。
令和5年1月から鎌ヶ谷市では多子世帯への経済的援助として、第3

子以降の児童は、すでに給食費は無償になっております。つまり、経済的な負担はかかっておりません。

ただ、公平性の観点から、アレルギーなどの症状のために家から弁当を持参しなければならないという場合には、少なからず家計の負担にもなるということから給食相当額を支給しようという趣旨で、県の制度も利用して始めるというものです。

石川委員 わかりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

根本委員 支給要件に「保護者が負担すべき学校給食費に滞納がない」という条件があるのですが、滞納があったとなると、今回の支給が申請できないということですね。でも、第1子・第2子の滞納はすべてなくなり、申請できる要件を満たしたとき、すでに第3子も卒業してしまっているといったような場合、卒業してしまっている、遡って申請ができるということになるのか、それとも教育委員会のほうで決めていくことになるのか、いかがなんでしょう。

教育長 室長、どうですか。

学務保健室長 申請のタイミングで判断させていただくことになります。

根本委員 その時々に応じて対応していくということですね。分かりました。ありがとうございます。

教育長 滞納金額が支払われた段階で、原則としては、この要綱が適用されるというような考え方でよろしいですか。

学務保健室長 はい。

教育長 ほかにどうですか。

久野委員 食物アレルギー等の子どもに対しては、給食センターで対応しておりますよね。給食センターで対応しているにもかかわらず、わざわざ弁当を持ってくるというのは、なにか大きな事情があるのでしょうか。

副 参 事 アレルゲンの品目にもよるのですが、品目が少なければ給食センターで対応できます。しかし、アレルゲン品目が多くなりますと、対応しきれませんので、その場合は、どうしても弁当持参ということになります。

久野委員 対応しているアレルゲンというのは、幾品目になるのでしょうか。

副 参 事 7品目までは、学校給食では対応をしております。

久野委員 その7品目以外のアレルゲンということになると、弁当持参ということになると、そういう考えでよろしいですか。

副 参 事 はい。

久野委員 しかし、アレルギーは、いわゆる病気でしょう。「7品目のアレルゲンには対応するけれども、7品目以外は対応できませんよ」ということで果たしていいのかと思うのですが。

教 育 長 つまり、アレルギーの対応食として、7品目は対応するけれども、それ以外については対応しないということでもいいのか、ということになります。

文化・スポーツ課 補足させていただきます。

主 幹 7品目というのは、アレルギーの「7大品目」と呼ばれる特定原材料を指し、小麦、乳製品、そば、落花生、生卵、カニ、エビがそれになります。この7品目については表示義務がありますので、どのメーカーの食材であっても、これら7品目が入っているかいないかがひと目で分かるので給食からそれらを抜くことができます。

しかし、それ以外のものについては、表示義務がありません。どんなアレルゲン品目が入っているかが分からないため、除去食の提供ができ

ないということになります。

久野委員

「7品目以外の食物アレルギーがある第3子以降」という決まりで給食費の補助をするということなら、給食はアレルギー食として給食センターで対応したって同じではないですか。

7品目以外についても対応しようとなったときの費用は、給食と弁当、どちらがなくてどちらが安いのか、ちょっと判断がつきにくいですね。

副参事

現在、アレルギー食は、アレルゲン7品目を除いたものを一つずつ作るということをしております。

しかし、アレルギー食が普通食と混ざらないようにするためには、一つひとつ、アレルギー食をつくる専用の設備を全部、別ルートにしなければならないので、もし、さらにもう1品目アレルゲンを除去するとすると、さらに一つの新たな設備が必要ということになります。

石川委員

確かに、いま言われた7品目という大きなアレルギーになりやすいグループがあって、その7品目以外の小さなことを言い出すから、本当に切りがないんですね。

例えば、ある魚だけがアレルギーを引き起こすとすると、同族の魚はどうだとか、親は必要以上に気になってしまうんですね。

ですから、全国でも大抵の給食センターは、この7品目に限ってチェックしているといった対応が通例ではないかと思います。

お金の問題ではなく、親として、もし外のものを食べてアレルギーが出たときの反応が怖いので、だからそんなリスクを負うよりかは、自分で弁当をつくって持参させるのが一番安全だという考えになっているんですね。

久野委員

先ほど石川委員が言われたように、第1子、第2子は駄目だけど、第3子はいいよ、という縛りは、なぜそうなったのか。もっと言えば、不平等ではないかという気もしないでもないんですが、いかがでしょう。

生涯学習部長

もう一度説明いたします。

鎌ヶ谷市では、多子世帯の給食費の経済的な負担を軽減するために、令和5年の1月から、第3子以降をお持ちの児童生徒については、学校給食費をすでに無償としております。

しかし、そういった制度があるのに、アレルギーのために自分で弁当を持参しなければならない世帯はその恩恵に浴することができない。そこで、公平性の観点から、その学校給食費相当額を助成しましょうということで、今回、ご提案しているものです。

久野委員 なるほど。分かりました。

そういう基本的なことに関しては、市の条例なり、あるいは教育委員会の規則なりにあるのでしょから、この要綱は、そうした条例・規則を受けたかたちでつくってあるのですよね。

学務保健室長 はい。

久野委員 要綱というのは、上位規則、つまり条例や規則があって、それを受けたかたちで作成されているんですね。だから、その上位規則にこの要綱の元となる内容が織り込まれて、いま、それを受けたかたちでこの要綱がつけられるのだ、ということよろしいですか。

教 育 長 要綱を定めた上位法というものがあるんですか。

学務保健室長 「鎌ヶ谷市学校給食費に関する規則」がございます。

久野委員 わかりました。いずれにしましても、そういったアレルギーで苦しんでいる子どもたちのために支援するということは結構なことから、ぜひ進めていってほしいと思います。

あと、この要綱なんですが、「令和5年4月1日から適用」となっているのですが、これは間違いはないですか。

学務保健室長 本日、議決をいただければ、4月1日に遡及して対応するということになります。

石川委員 小中学生が9千人いて、そのなかにアレルギー症がひどい児童生徒が19人。では、さらにそうしたアレルギー措置を施した給食にも応じられない児童生徒というのは何人いるのでしょうか。

学務保健室長 小学生が7名、中学生が12名、合計19名です。

石川委員 それは、うちからお弁当を持ってきている児童生徒が19名ということですね。はい、わかりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

教育長 それでは、お諮りします。
議案第2号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

教育長 議案第2号「鎌ヶ谷市食物アレルギー等による第3子以降学校給食費相当額支給実施要綱の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

以上で、議案事項を終了します。

-----ここから報告事項-----

報告第1号「教育委員会の点検・評価（令和4年度対象）」について

教育総務課長 「点検・評価」につきましては、教育委員の皆様との検討会を経て、教育委員会7月定例会の議案第7号として、議決を得たところでございます。

このたび、学識経験者として、聖徳大学の神谷准教授と秀明大学の荒

井准教授にご意見をお伺いし、整いましたので、ご報告させていただきます。

それでは、学識経験者のご意見を踏まえ、修正した部分につきまして、2点ほど、ご説明させていただきます。

「2) 生きる力をはぐくむ特色ある学校づくり」の「2)-2 特別支援教育推進指導教員」についてです。

荒井先生から、「ほほえみ先生（特別支援教育推進指導教員）が17人配置されている点は大変良いが、ほほえみ先生の指導に対するニーズが高まっており、指導時間が十分に取れない点に関しては指導方法に工夫が必要だろう。ほほえみ先生が担任の先生方に対し、困惑を抱える子ども達の対応の仕方についてコンサルテーションを行うほか、ほほえみ先生が行った個別の指導・支援が対象児童生徒の学級の中で汎化されるように担任の先生方と連携を図られてはいかがだろうか。」とのご指摘をいただきました。

これに対して、「4 課題・今後の取組」欄に「特別支援コーディネーター、学級担任との打ち合わせの時間を確保するよう指導します。」と付け加えました。

続いて、「3) 学校給食の充実」の「3)-3 学校給食PFI事業のモニタリング」についてです。

荒井先生から、「発信されている（食育ガーデンのブロッコリーの）成長の様子は生活科や理科、家庭科、総合的な学習の時間等の授業でも活用できるのではないだろうか。」というご指摘を受けました。

これに対し、「4 課題・今後の取組」欄に、「また、授業との関連づけについて、研究していきます。」と付け加えました。

その他、学識経験者からの意見を受けて、13か所で追記・修正をさせていただきます。

以上、この内容で、決定させていただきましたら、この後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和5年度鎌ヶ谷市議会定例会令和5年12月会議で報告をし、来年早々に市のHPで公表する予定です。

教 育 長

以上、報告第1号について、ご質問ございますでしょうか。

久野委員

これは要望として受けとめていただきたいのですが、「目標」ごとに最後に「課題と今後の取組」という欄がありますね。この形式だと、何が課題で何が取組なのか分からない上に、内容も、「取組」の記述だけで終わってしまっているものが多い。「なにが課題なのか」「なにが取組なのか」、そのあたりをわかりやすく記述してもらいたいです。

例えば、イベントなどで「結果と成果」という欄がありますよね。しかし、内容は「面白かった」「楽しかった」という感想だけに終始している。「評判が良かった」というだけでは結果にも成果にもならないんですね。

それともう一つは、せっかく「読み聞かせ」の研修をやっているのに、図書館や学校図書館との連携といったものが、一切載っていない。生涯学習なので、学校図書館や児童センターとの連携だとか、公民館との協働だとか、そういうものがあって初めて効果が出るものなのではないかと思うんです。そのような形に持っていけば、もっと良い効果が上がるのではないのでしょうか。

教育長

ただいまのご意見ですが、一つ目は、「今後の課題と取組」という欄については、課題は課題で、取組は取組で、という表記に分かりやすく表記してもらいたいということです。

二つ目は、市の図書館と学校の図書館との関連等について、ぜひとも進めていってもらいたいと、そういうことになります。よろしいですか。

教育総務課長

はい。

教育長

よろしく申し上げます。
ほかになにかございますか。

小林委員

2点あります。

1点目として、このなかに「学校支援地域本部事業」というものがあり、その下部に「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会制度）という文字が付記されています。しかし、「学校支援地域本部事業」と「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会制度）というものは同列ではなくくれないものなんです。

学校支援地域本部事業がどんなに発展していったとしても、学校運営協議会にはならない。まずは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の制度を確立していかないと、両者が連携していくのは難しいのではないかと考えています。

他市を見ると、流山市は、もうほとんどコミュニティ・スクール（学校運営協議会）をスタートさせておりますし、我孫子市も実施している。柏市もほとんどの学校が動いています。

そのなかで、「学校支援地域本部事業」を挙げていて、まだ「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会制度）のほうは動いていない。それを見ると、一刻も早く動いたほうがいいのではないかと考えます。

2点目としては、働き方改革のなかで、学校の部活動の顧問のことなどが大きな課題となっているのに、この「点検・評価」には、それについて何も触れていない。

また、若手教員の育成。これも喫緊の課題だと捉えているのですが、そういった課題への取組の姿勢が、少し弱いのではないかというふうな印象を持ちました。

もちろん、いままでの積上げのなかで、このような姿勢になっているのだとは思いますが、いまの学校の現場が抱えている問題というのは、あるいは、別のところにあるのかもしれないと、もっと視野を広げたほうがいいのではないかと感じました。

教 育 長

いまですね、教育界が抱えている大きな問題が幾つかあるんです。そういったことについても、このなかに記載したほうがいいのではないかという意見がありました。次回の作成時には、検討課題としてお願いしたいと思います。よろしいですか。

副 参 事

はい。ただいま小林委員から挙げていただいた部分、本当に喫緊の課題となっているところ、さらに、来年度から動き出さなければならないということで準備している段階ですので、そうした問題が反映できるように今後、努めてまいります。

教 育 長

ほかにございますか。

久野委員

教育総務課長から有識者の意見も紹介していただきましたが、内容を読んでみると、「職務の怠慢」などと、かなり厳しい言葉でコメントされている部分が見られます。厳しいことを言われるのは結構なことだとは思いますが、そうした意見に反論というわけではないけど、市の判断、姿勢等といったものを、やはりきちんと伝えたほうがよろしいのではないかと思いますね。

教育長

有識者のご意見に対して、修正させたとか、明確な認識の違いがある場合には、きちんと説明をする、反論するという姿勢ですね。次回は、気をつけてください。

報告第2号「鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者業務評価委員会の結果について」

文化・スポーツ課
主 幹

結果の報告の前に、昨年定例会でご指摘のございました「きらりホール及び中央公民館の指定管理者の評価」と第3号でご報告いたします「スポーツ施設指定管理者の評価」の基準が異なることについてご説明をさせていただきます。

評価基準ですが、市で統一したものを使用し、公表することになりました。来年度実施の評価より変更となります。そのため、今年度実施の評価につきましては、これまでどおりの評価基準を使用しておりますのでご承知おきください。

令和5年8月25日に行った「令和5年度鎌ヶ谷市きらりホール及び鎌ヶ谷市中央公民館指定管理者業務評価委員会」の結果について報告いたします。

きらりホール及び中央公民館は、指定管理者制度の導入により令和2年度より株式会社セイウンに管理・運営をお願いしております。指定管理者が適切に管理・運営を行っているか、また、安全な会社であるかを調査・審議するため、文化施設協会のアドバイザーや税理士などの専門の方にご協力いただき、業務評価を行っております。

今回対象の令和4年度の実施体制、施設・設備・備品の維持管理状況につきましては、きらりホール及び中央公民館、ともにB評価で、概ね

適切に管理・運営されているという結果となりました。

両施設のサービス向上への取組状況ですが、きらりホールにつきましては、どうしたら幅広い年齢層の方が足を運んでくれるか工夫をし、より市民に親しみやすい施設づくりに積極的に取り組んだとして評価しております。

中央公民館については、新型コロナウイルス感染症が以前よりおさまったこともあり、多くの市民に満足度の高い学習機会を提供することができ、サークルのPR動画作成など情報発信の支援も積極的に行われていたとして評価しております。

株式会社セイウンの経理執行状況に関しましては、税理士から、「きらりホールの予算計画の立案をもう少しシビアに行っていただきたい。」ということと、「きらりホール及び中央公民館の事業収支がマイナスであることはよくない。」との評価をいただきました。

きらりホール及び中央公民館ともに、総合評価はB評価で、概ね適切に運営されているという結果となりました。

教 育 長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はございますか。

各 委 員

特になし

報告第3号「鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について」

文化・スポーツ
課 長

令和4年度のスポーツ施設指定管理者の業務に対する評価について、業務評価委員会において審議いたしました評価結果について報告いたします。

まず、審議をした鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会について、ご説明いたします。

鎌ヶ谷市スポーツ施設の管理運営につきましては、平成18年から指定管理者制度を導入し、令和4年4月から4期目の指定管理者である株式会社「協栄」がスポーツ施設10施設の管理運営を行っているところでございます。

本委員会は、指定管理者が行うスポーツ施設の管理運営等に関する業務について、事業報告に基づき業務内容を審査するために設置されたものです。委員は、学識経験者、スポーツ施設を利用している市民の代表者、生涯学習部長、文化・スポーツ課長の4名で構成されています。

評価の目的でございますが、指定管理者制度導入に伴い、市と指定管理者との間で締結されております、基本協定書に基づき、①施設の管理運営に関し適正かつ確実なサービスが提供されているか ②サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるか ③管理運営状況等を評価し、必要に応じて指導・助言を行い適正な施設運営を目指すことを目的としております。

業務評価結果についてご報告いたします。

評価対象施設につきましては、記載されている市スポーツ施設「福太郎アリーナ」（市民体育館）をはじめとする10施設でございます。

評価対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

評価項目である、①基本事項に関する項目 ②サービス提供に関する項目 ③施設の維持管理に関する項目 ④個人情報保護に関する項目 ⑤経営状況に関する項目を評価基準である「S：特に優れていると認められる」「A：適正であると認められる」「B：さらなる努力すべき点が認められる」「C：改善すべき点が認められる」の4段階で評価したものです。

評価項目①「基本事項に関する項目」につきましては、年次報告書・計画書の提出、各種管理記録簿等の整備保管、緊急時の対応について、「適切であると認められる。」と評価されました。

評価項目②「サービス提供に関する項目」につきましては、「使用許可、利用料徴収、広報活動、受付・対応業務、公平性、利用者意見の反映、自主事業などの運營業務について適正であると認められる。」と評価されました。

幾つか施設によって利用方法の変更がありましたが、適宜ミーティングを行い、適切な対応をしています。

利用促進の点においては、ストレッチ教室の方式変更を行い、利用人数の増加対策に努めています。

評価項目③「施設の維持管理に関する項目」につきましては、体育館扉溶接修繕やトレーニングルームフリーウエイトベンチ溶接修繕、事故

防止のため福太郎スタジアムの駐輪場のラインを引き直すなど、利用者の安全に係る適切な施設の維持管理を行っています。

また、夏季（3月から10月ごろ）は週1回、全施設で草刈りを行い、利用に支障がないように維持管理に努めています。

評価項目④「個人情報保護に関する項目」ですが、個人情報の管理については、従業員に対する研修体制をとっており、適正に取扱いできるよう周知徹底されています。

鎌ヶ谷市個人情報保護条例を遵守し、指定管理者が取得しているISO27001情報セキュリティに沿って、個人情報の取扱いを適切に行っています。

評価項目⑤「経営状況に関する項目」につきましては、古内委員に評価していただきました。

「法人の決算書で、仮払金と売掛金の金額が高くなっているが、業務の特殊性が原因だとの回答を指定管理者からいただいているため、適正である。」とのことでした。併せて、「指定管理事業の収支がマイナスは良くないため、プラスに転じるように改善する必要がある。」とのご意見をいただきました。

以上のことから、総合評価として、施設の管理運営にあたっては、「適正と認められる。」との評価となりました。

教 育 長 以上、報告第3号について、ご質問、ございますでしょうか。

久野委員 評価結果の⑤「指定管理者の経営上に係る項目」の所見のなかで、「指定管理事業の収支がマイナスになっている。」という表現がありました。これはどういうことなのでしょうか。

文化・スポーツ
課 長 令和4年度については、コロナの影響もあって使用料の収入が例年に比べて低い状況にありました。そこで、指定管理者へ収入を上げる工夫を指導しましたところ、幸い会社母体が安定した経営状況にあることから、「今後、改善に努める。」旨の回答があり、「鎌ヶ谷市の指定管理業務を継続していくのに問題はない。」という評価をいただいております。

石川委員

すべて「A」であることに問題はないと思うのですが、その上には「S」があるわけですよね。「S」にするにはどうしたらいいのか、という議論にはならないのでしょうか。

例えば、適切であることで満足していいものなのか、さらに上を目指して「S」を確保するために、その方策などのアドバイスをいただかなくていいのかなど。

教育長

いかがでしょうか。基本的には適正に運営されているということなのでしょうが、特に素晴らしいところとなると、一つもないということについては、どう思われますか。

文化・スポーツ
課長

文化・スポーツ課では、スポーツ施設のほか、きらりホールの指定管理も行っています。きらりホールのほうでは、スポーツ施設の「S」に該当する「A」という評価をいただいております。

これは、自主事業において「非常に大きな工夫が見られて、その効果も大きなものがあった」ということで、「A」という評価がついているものです。

スポーツ施設については、スポーツである分、コロナの影響を受けやすいという特異な事情が絡み、「感染を抑えて実施することができる事業」を展開してきたという経緯がございます。しかし、今後につきましては、スポーツの振興という部分で様々な自主事業を計画してほしい旨の提案もしており、指定管理ならではのアイデアも期待しておりますので、毎月のモニタリングのなかで、随時、お伝えしていければと思っております。

教育長

それでは「S」評価を目指して頑張るということですね。
はい。わかりました。

報告第4号「令和5年11月の行事予定について」

教育総務課長

(資料に基づき説明を行いました)

《ここから非公開》

報告第5号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第6号「学校の近況報告について（管理）」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。

「教育委員会10月定例会」を終了いたします。

教育長

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和5年12月19日

教育長 皆川 征夫

教育委員 久野 義春

作成者 木間 幸司

